

第4章 法律

特許

「ビジネスモデル」特許ブームの沈静化 原点に立ち返って、本来の価値見直す必要

1998年7月の米国のステートストリートバンク判決に始まったビジネスモデル特許ブームは、1999年から2000年にかけて日本にも飛び火し、新聞では毎日のように「〇〇株式会社、インターネット△△ビジネスに参入 ビジネスモデル特許出願中！」といった見出しが目をついた。評論家はこれらの特許の内容を検討することなく、ワンクリック、逆オークション、かんぱん方式、時限課金といったビジネス概念に特許を付与することの是非だけを論じ、特許制度の本質とそれに携わる実務家の常識とはかけ離れた議論のみがクローズアップされていた。

一方、米国では今年の2月に入り、アマゾン社のワンクリック特許に対してその特許性が疑問視される裁判所の判断がなされ、ビジネスモデル特許のもう一方の雄とされマイクロソフトとの特許紛争を続けていたプライスライン社の逆オークション特許事件もあつげなくブラックボックス的和解で終わった。この2つの事件の決着を契機に、米国でもビジネスモデル特許ブームが鎮静化してきたとの報道もなされている。日本においては2000年後半に入ってから成立が疑問視される特許や、広範な権利行使を試みようとする訴訟が提起され、特許庁も裁判所もブームの鎮静化を促す判断や基準を提示するようになった。このような過去1年の日本の状況を振り返ってみよう。

成立が疑問視される特許の出現

日本でビジネスモデル特許として取り上げられる案件の中には、純粋に技術の特許でありながらその応用がビジネスに向けられているものと、ビジネスそのものの権利化を意図しているものがある。前者は「かんぱん方式」などであり、従来コンピュータ関連発明とされてきたもので、その内容が技術的なものであること

は特許公報を見れば一目瞭然である。

問題になるのは後者で、純粋にビジネスだけを記載して特許となってしまった事例である。婚礼引き出物特許（特許第3023658号）がこれに該当する。この特許は、引き出物の贈呈者が贈呈リストを作成して委託者に委託し、委託者がリストに基づいて送り先と送り届け日を確認整理し、任意の輸送手段で指定の引き出物を指定場所に指定日に届ける婚礼引き出物の贈呈方法として記載されている。

この特許は単にビジネスにおける人為的な取り決めを順番に記述しているに過ぎない。この特許の存在が公表された時は、日本でもビジネスモデルそのものに特許が認められるようになったといった論評もあったが、後述の新しい審査基準が公表された現在では、例外的なものとなっている。このビジネスを新審査基準のもとで特許化するには、贈呈者、委託者などの人間の要素をコンピュータ（またはサーバー）に置き換えて贈呈リストをメモリーでテーブル化し、確認整理や輸送手段への指示をコンピュータで自動化して行うような形式で記述する必要がある。しかしこう書き直されて特許が認められたとして、その特許権の効力が人間が行う贈呈リストの作成、確認整理、指定場所への送り届けという行為に及ぶかといえば「ノー！」といわざるをえない。

ビジネスモデル特許(?)侵害事件

時限課金の基本特許（特許第2939723号）に基づく権利行使として、特許権者である（株）インターナショナルサイエンティフィックは、2000年9月にライセンスに応じなかったウェブマネー、ビットキャッシュ、ゼロなどに対し東京地裁に事業停止の仮処分申請を行った。

この特許は、認証データベースと拡張認証データベースによって認証方式が二

次的にされている点、および個別情報（パスワード）と接続回数（残り時間）とが1つのレコードで管理されている点を特徴とする。その意味でインターネットの認証データベースについての技術的特許として成立しているわけだが、この権利を時限課金というあまりに広い概念（ビジネスモデルに拡大して）で行使しようとしたことに問題があるといえよう。大半の専門家の予想通り、各社の事業はこの特許の実施技術ではないとして、仮処分申請は同年12月に却下されている。

審査基準の公表と今後の動向

このような混沌とした状況の中で、特許庁は2000年12月に「コンピュータソフトウェア関連発明の審査基準」を公表した。この基準の中で、発明としての成立性については、「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること」を要件とした。したがって、日本ではサーバーやコンピュータなどのハードウェア資源で実現可能なものでなければ、特許として保護対象にならないことが確認された。その意味で、前述のように人間が介在して単にコンピュータを道具として使っているのに過ぎないような場合はその特許性が否定される傾向となっている。

審査基準の公表以後、ビジネスモデルブームは一気に冷める様相を呈しているが、原点に立ち返って、ビジネスモデルの本来の価値である経済社会での活性要因を制度として保護する必要はないのか、また米国における引き戻し現象によってそのままビジネスモデルの特許保護は否定されてしまうのか、我々は引き続き見守っていかねばならないだろう。

（松倉秀実 弁理士）

Jump 01 「コンピュータソフトウェア関連発明の審査基準」
www.jpo.go.jp/info/tt12-045.htm



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp